

令和6年度 第4回 市営住宅募集案内

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に賃貸する目的で、市民の税金と国からの補助金により建設された住宅です。

この募集案内をよくお読みいただき、応募要件や募集住宅、必要書類等の確認をされたうえ、お申込みください。

- 応募要件 -

1. 現に住宅に困窮していることが明らかなこと
 2. 世帯構成
 3. 収入要件
 4. 税等の滞納が無いこと(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)
 5. 申込者及び同居者が暴力団員でないこと
 6. 自立した生活を営むことができること
 7. 期間内に必要書類を揃えられること
-
8. 連帯保証人が立てられること(入居決定後要件)

【募集期間】 令和7年2月3日(月)～令和7年2月28日(金)



【お申込み・お問合せ先】

本宮市役所 建設部 建築住宅課 住宅係
〒969-1192 本宮市本宮字万世 212 番地
電話：0243-24-5393 (直通)



— 第 4 回 募 集 住 宅 —

住 所	住宅名	住宅番号	間取り	構造
旧本宮町内				
本宮字兼谷平 122	兼谷平	51-2号	6畳1室、4.5畳2室、DK	簡耐2階
本宮字兼谷平 136-1	兼谷平	52-306号	6畳2室、4.5畳1室、DK	RC4階 (3階)
本宮字兼谷平 136-1	兼谷平	52-404号	6畳2室、4.5畳1室、DK	RC4階 (4階)
本宮字兼谷平 136-1	兼谷平	53-1号	6畳2室、4.5畳1室、DK	簡耐平屋
本宮字北川原田 54	北川原田	103号	6畳2室、4.5畳1室、DK	RC3階 (1階)
仁井田字村山 7	村山	58-3号	6畳3室、DK	木造平屋
仁井田字村山 7	村山	59-304号	6畳2室、4.5畳1室、DK	RC3階 (3階)
仁井田字村山 7	村山	60-201号	6畳2室、4.5畳1室、DK	RC3階 (2階)
仁井田字村山 7	村山	63-3号	6畳2室、4.5畳1室、DK	木造2階
仁井田字村山 7	村山	2-4号	6畳2室、4.5畳1室、DK	木造2階
仁井田字村山 7	村山	3-4号	6畳2室、4.5畳1室、DK	木造2階
仁井田字榊形 21-83	榊形第二	27-9号	6畳3室、LDK	木造平屋
旧白沢村内				
糠沢字五味内 208	石神	12号	6畳3室、DK	木造平屋
白岩字柳内 67	柳内	10号	6畳2室、4.5畳1室、DK	簡耐2階
白岩字柳内 67	柳内	12号	6畳2室、4.5畳1室、DK	簡耐2階
和田字下田5-1	下田	10号	6畳2室、DK	木造平屋

【 受 付 期 間 】 令和7年2月3日(月)～令和7年2月28日(金)

【 受 付 時 間 】 (土日祝日を除く) 8時30分～17時15分

※ 月曜日は、19時まで窓口を延長しています。

※ 正午から13時については担当者が不在の場合があり、お待ちいただく場合があります。

※ 受付期間外は書類を受け付けません。また、入居決定は先着順ではありません。

【募集締切後の日程】 (下記日程は目安です。変更となる場合がありますのでご注意ください。)

令和7年 3月第1週 頃

市営住宅申込者の暴力団員該当性の照会

令和7年 3月第4～5週 頃

暴力団員該当性の照会終了

▶ 入居許可書等の手続書類送付(単独決定者)

▶ 抽選日(抽選対象者)

令和7年 4月第2週 頃

請書の提出・敷金の納付

令和7年 4月第3週 頃

入居指定日(入居説明・鍵の引渡し・家賃の発生)

一 市営住宅の申込みについて 一

【市営住宅の目的】

市営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者・高齢者又は障がい者等のために、市民の税金と国からの補助金により建てられた住宅です。

【市営住宅の募集方法】

本宮市営住宅条例第4条に基づき、公募により実施します。広報もとみや及び防災行政無線、市のHP等で周知します。

【注意事項】

- (1) 1回の募集につき1世帯で1戸の申込みに限ります。
また、申込後の変更は1回のみ可能です。
- (2) 白沢総合支所に書類を提出することはできません。
- (3) 募集期間内に、すべての書類が揃わない場合は受付することができません。
- (4) 市営住宅に申込みをしても、必ず入居できるわけではありませんので、ご注意ください。
申込者が複数いる場合は、「住宅困窮状況申告書」に基づき、住宅における困窮度を調査したうえで、単独決定、抽選、落選を決めております。
- (5) 空き家だからといって、住宅内を覗いたり、庭等に立入ることはやめてください。

【申込みするにあたって（申込要件）】

《 一般申込み 》

① 現に住宅に困っていること

※ 自己の住宅を所有している場合は申込みできません。ただし、募集期間内に住宅の処分が決まっており、持ち家が（で）なくなることが証明できる場合は可能です。

（例：裁判所による立退きの通知、所有権移転の登記後の謄本又は建物滅失等の登記済証 等）

※ 公営住宅(市営住宅、県営住宅)にお住まいの方は、原則申込むことはできません。

（名義人以外は申込みできる場合もあります）

② 同居する家族がいること

次に該当する場合は、単身でも入居できます。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、介護が受けられず単身で暮らすことが事実上できない方を除きます。

- (ア) 60歳以上の者
- (イ) 身体障がい者手帳の交付を受けている者で、1級から4級に該当する者
- (ウ) 精神障がい者手帳の交付を受けている者で、1級から3級に該当する者及びこれと同じ程度の知的障がい者の認定を受けた者
- (エ) 生活保護の被保護者
- (オ) その他、本宮市営住宅条例に基づく入居資格者

③ 入居者が暴力団員でないこと（申込者は必ず警察に照会をかけております。）

④ 過年度、現年度問わず、入居者全員が市区町村民税及び使用料を滞納していないこと以前、市営住宅に住まれていた方につきましては、住宅使用料等を滞納していないこと分納中であっても入居することはできません。

⑤家族構成等により下記収入基準に該当すること

【公営住宅法に定める収入基準(月額所得額)】

申込世帯の所得から、次の計算式により算定した額が **158,000円以下** であることが必要です。ただし、裁量階層世帯については、入居収入基準が **214,000円以下** となります。基準額を超える可能性がある方は、最初に源泉徴収票もしくは所得証明書で確認することをお勧めします。

【裁量階層】 (入居収入基準が 214,000 円以下)

- **高齢者世帯**…申込者が 60 歳以上で、同居する親族全員が 18 歳未満または 60 歳以上
- **子育て世帯**…申込者に現在同居し扶養している小学校入学前の子供がいる世帯
- **障害者世帯**…申込者または同居の親族が下記の区分に認定されている世帯
 - ・身体障がい者(1～4 級の身体障がい者手帳所有者)
 - ・精神障がい者(1～2 級の精神障がい者)
 - ・知的障がい者(上記に規定する精神障がいの程度に相当する程度)
- **その他**…戦傷病者世帯、ハンセン病世帯、海外引揚者世帯、被爆世帯等

【計算方法】

$$\text{月額所得額} = \{(\text{入居者・同居者の年間総所得金額}) - (\text{入居者・同居者の控除金額})\} \div 12\text{ヶ月}$$

【控除例】 - 年齢については申込×切時点-

- | | |
|---|----------------------------|
| 1) 給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する方 | 1 人につき 10 万円 |
| | * 所得金額が 10 万円未満である場合は、当該金額 |
| 2) 同居親族または別居扶養親族を有する方 | 1 人につき 38 万円 |
| 3) 入居者または同居親族の扶養親族のうち特定扶養親族(16 歳以上～23 歳未満の扶養親族)を有する方 | 1 人につき 25 万円 |
| 4) 入居者または同居親族の同一生計配偶者および扶養親族のうち 70 歳以上の方 | 1 人につき 10 万円 |
| 5) 障害者手帳または療育手帳等を交付されている方
うち身体 1 級及び 2 級、精神 1 級、療育手帳 A 級の認定を受けている方 | 1 人につき 27 万円 |
| 6) 所得税法上のひとり親に該当する方(男女不問) | 1 人につき 40 万円 |
| 7) 所得税法上の寡婦に該当する方(女性のみ) | 1 人につき 35 万円 |
| | } 重複不可 |
| | 1 人につき 27 万円 |

入居収入基準 収入月額		申込者と扶養親族の総数				
		単身者	2 人	3 人	4 人	5 人
一般階層世帯 158,000 円 以下	年収入	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
	年所得	1,896,000 (158,000)	2,276,000 (189,666)	2,656,000 (221,333)	3,036,000 (253,000)	3,416,000 (284,666)
裁量階層世帯 214,000 円 以下	年収入	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)
	年所得	2,568,000 (214,000)	2,948,000 (245,666)	3,328,000 (277,333)	3,708,000 (309,000)	4,088,000 (340,666)

【収入基準早見表】

換算表()は月額、単位：円

※ 注1：所得のある方が1人で、控除例2)のみの場合の早見表です。

他に該当する控除がある場合は、上記の表の値が変化します。

※ 注2：入居家族が6人以上の場合は、5人目の年所得の額に(38万円×人数)を加えて算出します。

(例) 入居家族が7人の場合 → 3,416,000 + (38万×2) = 4,176,000円(月額348,000円)

【公的年金所得の場合】

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算
65歳以上の方	1,100,000円まで	所得は0円
	1,100,001円～3,299,999円まで	(年金の総収入額) - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円まで	(年金の総収入額) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円以上	(年金の総収入額) - 1,955,000円
65歳未満の方	600,000円まで	所得は0円
	600,001円～1,299,999円まで	(年金の総収入額) - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円まで	(年金の総収入額) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円以上	(年金の総収入額) - 1,955,000円

・年金所得者が2人以上いる場合は、それぞれ個別に計算して、その合計を当てはめてください。

・1人で2種類以上の収入がある時(例：年金+給与)は、年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。

【令和6年度中に仕事を始めた方の場合】

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月までの月数}} \times 12 \text{ ヶ月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$

【計算例】

● 夫婦と子の3人の場合(世帯所得200万、子は6歳)

同居人数は2人のため控除金額は 38万円×2=76万円

月額所得額は (200-76) ÷ 12 = 10.33万円

→ 収入基準を満たします。

● 夫婦と子2人の4人の場合(世帯所得350万、子は4歳と17歳の場合)

同居人数は3人のため控除金額は 38万円×3=114万円

子の1人が16~23歳の扶養親族のため控除金額は 25万円

月額所得額は (350-114-25) ÷ 12 = 17.58万円

→ 裁量階層のため、収入基準を満たします。

一 参考資料 1 一 (6 ページ 市民税・県民税の非課税基準について)

個人市民税・県民税について、以下に該当する方は、非課税となる場合があります。

- ① 1月1日現在で、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ② 1月1日現在で、未成年者・障がい者・寡婦・ひとり親に該当する方のうち、前年の合計所得金額が135万円以下となる方
- ③ 前年の合計所得金額が各市区町村の条例で定める額以下となる方
【本宮市の場合】※各市区町村の条例によって異なります。
 - ・同一生計配偶者及び扶養親族がない場合 → 38万円
 - ・同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
→ 28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)の合計人数+26万8千円

【個人市民税・県民税 非課税限度額 早見表】

同一生計配偶者及び扶養親族数	個人市民税・県民税 非課税限度額
なし	380,000円
1人	828,000円
2人	1,108,000円
3人	1,388,000円
4人	1,668,000円

*表内の金額以内であれば非課税になります。その場合は非課税証明書をご提出ください。

【市営住宅の申込み必要書類】 ※提出された書類は返却できませんので、ご承知ください。

《 全申込者の必要書類 》

建築住宅課でお渡しするもの		
	書類の種類	書類の内容
1	市営住宅入居申込書	(p19 参考資料4 参照)
2	住宅困窮状況申告書	選択された内容によって、状況を証明する書類を提出いただきます。 (p20~p21 参考資料5 参照)

お住まいの市町村で発行するもの		
	書類の種類	書類の内容
3	世帯全員の住民票	本籍と続柄の記載のあるもの
4	令和6年度 (令和5年1月から 12月分の収入) 市民税・県民税 課税証明書 非課税証明書 のいずれか	高校生以上の入居予定者は、次のいずれかが必要です。 ● <u>所得のある方</u> → <u>課税証明書</u> *ただし、所得(年金含む)金額や所得控除により、市県民税が非課税になる方は、 <u>非課税証明書</u> を提出してください。(詳しくは5ページの参考資料1参照) ● <u>所得のない方</u> → <u>非課税証明書</u>
5	令和6年度 納税証明書	市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納税を確認できるもの(高校生以上の入居予定者全員分) ● <u>上記の税項目のいずれかが課税されている方</u> → <u>納税証明書が必要</u> ● <u>課税されていない方</u> → <u>納税証明書が不要</u>

※ 課税証明書、納税証明書に関しましては令和6年1月1日現在で住んでいた市町村で証明してもらうこととなります。また、納税証明書を本宮市外で取得される方は、納税状況がわかる様式のものをご提出ください。

ご自身やお勤め先で準備するもの		
	書類の種類	書類の内容
6	給与所得源泉 徴収票のコピー	<u>給与所得者</u> の場合は、令和5年分の源泉徴収票のコピーを提出してください。 (5年度中に転職された方は、転職前後の会社分の提出をお願いいたします)
7	確定申告書等の 収支明細書のコピー	<u>事業所得者</u> の場合は、確定申告書等の収支明細書のコピーを提出してください。

《 各個人の事情による必要書類 》

	区分	書類名称（該当する書類が1つ必要となります）
1	母子（父子）世帯 または単身者で申込む方	戸籍謄本 （親子別戸籍の場合は双方のものが必要）
2	生活保護を受給している方	生活保護受給証明書
3	障がい者の方 （世帯員該当者がいる場合）	各種手帳の写し
4	現在、婚約中の方 （3ヶ月以内に結婚する方限定）	婚約証明書（本宮市建築住宅課様式）
5	DV被害者世帯	婦人相談センター所長の証明（入所の証明） 母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） 裁判所が決定した保護決定書の写し 等
6	居住制限者・旧居住制限者で申込む方	被災証明書の写し （平成23年3月11日時点での居住地の市町村で取得できます） ※避難指示解除区域及び避難先等に、住宅等を所有しているが、 居住できる状態にない方→罹災証明書の写し、住宅の写真等
7	事実上婚姻関係にある方	戸籍謄本 （双方のものが必要）
8	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をした方	
	過去1年間に転職・就職した方	転職後の会社等から給与支払証明書 （丸3ヶ月以上の実績が必要）
	本人又は家族が無職の場合	雇用保険受給資格者票、退職証明書 民生委員の証明する無職証明書
	マイナンバーを利用する場合	マイナンバーカード 通知カード等マイナンバーを確認できるもの 免許証等本人確認書類

【市営住宅の留意事項】

(1) 連帯保証人について

- ① 市営住宅入居の際、連帯保証人 1 名が必要になります。
- ② 連帯保証人になれる方は、下記の条件を満たす方です。
 - ・本宮市、または本宮市の近隣市町村（郡山市、二本松市、三春町、大玉村）に居住すること
 - ・入居者と同程度の収入があること
 - ・市区町村税、使用料を滞納していないこと
- ③ 連帯保証人は、民法改正に伴い、入居時の家賃の 12 月分を極度額として保証していただくこととなります。また、入居者様の緊急時に、連絡する場合があります。
- ④ 連帯保証人手続きや入居手続き等ご都合のよろしい時に、保証人の方と共に建築住宅課窓口まで来ていただき、入居時のルール等の説明を聞いていただくこととなります。
- ⑤ 高齢単身者の方は、なるべく自身より若い方を保証人として選んでください。
- ⑥ 連帯保証人を選任することが困難な場合は、ご相談ください。

(2) 家賃について（民間の賃貸住宅と最も異なる部分です）

- ① 家賃は、世帯の所得（P3 の計算式を参照）により決定します。また、令和6年度 2 月の募集住宅の家賃は、10 ページからの参考資料 3 をご覧ください。なお、参考資料の家賃表は今年度のものであり、法律や条例の改正により表の値が変更となる場合があります。
- ② 入居後は、毎年 7 月から 9 月頃にかけて、収入申告書の提出をしていただきます。こちらを基に、次年度の家賃算定を行います。提出を行わないと、近傍同種家賃（民間住宅並みの家賃）が掛かることとなります。
- ③ 入居者の構成に変化があった場合は、家賃の再計算を行い、変化があった場合は、翌月からその家賃を適用いたします。
- ④ 家賃及び駐車料金は毎月末までに、当月分を納付していただきます。納付には、口座振替をご利用ください。
- ⑤ 敷金は入居前に、家賃の 3 ヶ月分を納付していただきます。敷金は退去時に原則お返ししますが、滞納がある場合は全額お返しできない場合があります。なお、礼金はありません。
- ⑥ 家賃を滞納すると連帯保証人に迷惑をかけるほか、明渡しをしていただくこととなりますので、滞納は絶対にしないでください。

(3) 市営住宅の設備について

- ① 各市営住宅の設備は、下記のとおりとなります。（住宅によって一部異なります。）

あらかじめ設置されていない設備については、入居者の方で用意していただきます。

	一般の市営住宅	下田市営住宅	吹上・榊形第二・下田第二市営住宅
設備あり	テレビアンテナ (中層耐火のみ)	ユニットバス 給湯設備 網戸 カーテンレール	ユニットバス 給湯設備 網戸 カーテンレール テレビアンテナ (BS 含む)
設備なし ※入居者の方が ご用意する設備	浴槽・風呂釜 瞬間湯沸器 網戸 カーテンレール 各部屋の照明 ガスコンロ テレビアンテナ エアコン	各部屋の照明 ガスコンロ テレビアンテナ エアコン	各部屋の照明 ガスコンロ エアコン

市営住宅は、税金で建設している公的な住宅です。そのため、最少の経費で、最大の効果が得られるよう求められています。前の入居者が退去した後に修繕を行っておりますが、危険性がなく日常生活に支障のない範囲のものは修繕を行っておりません。民間の賃貸住宅とは違い、建築後に経過した年数に応じた傷みがありますので、ご了承ください。

- ② エアコンやトイレのウォッシュレットなど、部屋の設備の改造を伴うものや、アンペア等の部屋の設定を変更する場合は、市の承認が必要です。また、場所によっては、電線の工事が必要になる場合がありますので、早い段階での相談をお願いいたします。
- ③ 前入居者の住み方によって、劣化のスピードが変わってきます。そのため、修繕した結果にも差が出てくることになります。同じ市営住宅に入居したとしても、各部屋等の汚れ方に差があることをご了承ください。
- ④ 退去の際は、畳の表替え及び襖、障子の張り替えを必ずしていただきます。また、吹上・榊形第二・下田第二市営住宅については、ハウスクリーニングもしていただきます。その他、持ち込んだ物の撤去費用がかかりますので、短期の入居では民間住宅以上にコストがかかる場合があります。

(4) 市営住宅の駐車場について

- ① 各市営住宅の駐車場・管理は、下記のとおりになります。市の駐車場を使用する際は、事前に申請が必要です。

市営住宅名	駐車場料金	原則台数	市での車庫証明
下田市営住宅	1台につき月額 2,000円	世帯1台のみ *2台目以降は、市営住宅の管理人へご相談	不要
吹上市営住宅		世帯1台のみ *2台目以降は、市役所へご相談	可
榊形第二市営住宅		世帯2台まで	可
下田第二市営住宅			不要
上記以外の市営住宅	<p style="text-align: center;"><u>専用の駐車場はありません。</u></p> <p>各市営住宅の管理人が、それぞれ取りまとめております。民間の駐車場を確保している場合や、各自で確保していただく場合など様々ですので、詳しくは、入居時に各市営住宅の管理人にご相談をお願いします。</p>		不可

※ 路上駐車や迷惑駐車は禁止です。

※ 滞納をすると、駐車場を借りる前に税務課との話し合いが必要となり、場合によっては許可されないことがありますのでご注意ください。

(5) その他

- ① 市営住宅毎に各町内会があり、町内会の決まり事や町内会活動がありますので、市営住宅内の約束事項を厳守していただきます。
- ② 犬・猫等の動物（嗜好動物であり盲導犬は除く）は一切飼育できません。また、一時的な預かりも禁止です。現在、犬や猫などを飼育している方は、市営住宅入居前までに、知り合いに譲るなどしていただく必要があります。（下田第二市営住宅を除く。）

(6) 市営住宅 入居までの期間

- ① 申込期限後、市で書類審査を行い（警察との協議のため通常 2 週間程度かかります。）、入居資格があった人に決定または抽選、補欠の通知を送付します。その後、入居手続きを期限までに完了した場合、決定から約 2 週間で入居できます。今募集の詳しいスケジュールにつきましては 1 ページをご覧ください。

- ② 入居指定日の希望は確認させていただきますが、必ずしもご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。
- ③ 鍵は入居指定日にお渡しいたします。それ以前には原則お渡しできませんが、入居手続きが完了した方で、間取り等確認したい場合に限り、1日単位での鍵の貸出しが可能です。
(土日祝祭日を除く営業時間内に限ります)。引越しや、入居者様の準備する設備(浴槽・風呂釜、瞬間湯沸器、ガス器具、エアコン等)の搬入は、入居指定日以降になります。
- ④ 水道の開栓及び電気につきましては、入居指定日以前に手続きしても構いません。しかし、その料金は使用が始まった日からとなりますのでご注意ください。

◎不明な点は、本宮市役所 建築住宅課 住宅係(直通電話 0243-24-5393)までお問い合わせください。

一 参考資料2 一 【市営住宅申込時によくある質問】

- Q1. 入居できたとしたら、どのくらいの家賃が掛かるのかを知りたいのですが？
A1. P3で算出された額を、参考資料3の該当住宅の表に当てはめてください。
- Q2. 将来、親や子どもを同居させることは可能ですか？
A2. 同居についての手続きをとり承認された場合は同居可能です。ただし、同居する人の収入が多く、世帯の収入基準を上回る等の場合は、同居できない場合があります。
- Q3. 本宮市は、年何回ほど募集するのですか？
A3. 住宅の空き状況によって変化しますが、平均して年4回ほど募集しています。
- Q4. 税金の滞納分を分納しているのですが、申込むことが可能ですか？
A4. 滞納が残っている場合は、申込むことができませんので、ご注意ください。
- Q5. 前回申込みましたが、落選しました。今回、別な住宅に応募できますか？
A5. 可能です。前回提出した書類で、一部再利用できるものもありますので、ご相談ください。
- Q6. 家を建替えるために、一時的に入居することは可能ですか？
A6. 公営住宅への一時入居は出来ません。
- Q7. 申込み時に部屋を下見できますか？
A7. 原則としてできません。入居が決定し、それに伴う手続きが完了した場合のみ、入居日まで一日単位で鍵を貸し出します。
- Q8. 本宮市、もしくは隣接する市町村に、連帯保証人になってくれる方がいないのですが？
A8. 指定された市町村以外の方は認めていません。
- Q9. 連帯保証人の収入が、入居者より低いのですが、なることは可能でしょうか？
A9. 程度によりますので、ご相談ください。
- Q10. 市営住宅の予約をすることは可能ですか？
A10. 予約することはできません。公募がかかった際に、書類を提出して頂いた人の中から住宅困窮度を基に入居者を決定しています。
- Q11. 世帯外で、扶養している家族がいるのですが、家賃の算定には入りますか？
A11. 入ります。申込書に記入の上、提出時に保険証等を提出して頂きます。

一 参考資料3 一 (令和6年度2月募集住宅 住宅情報)

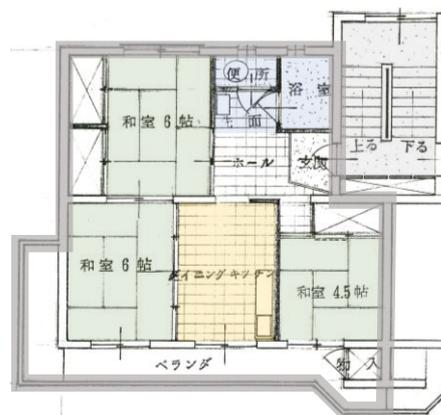
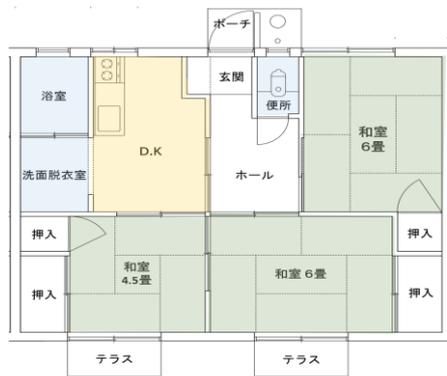
1. 兼谷平市営住宅 (住所: 本宮字兼谷平122・136-1)



51-2号

53-1号

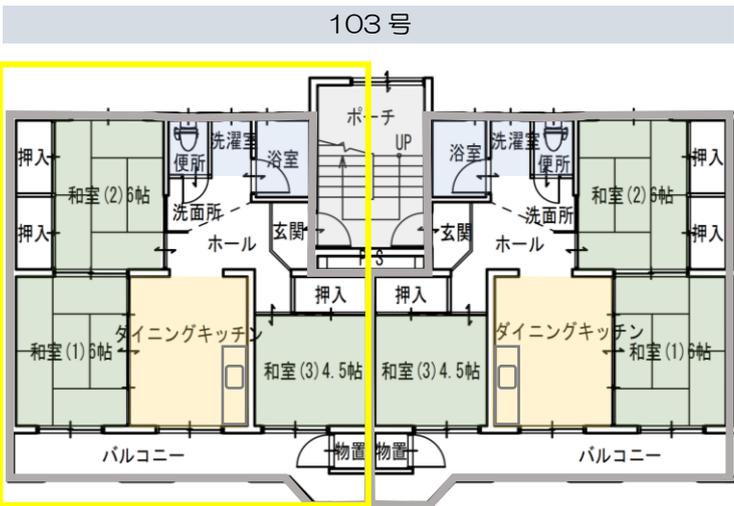
52-306号・52-404号



兼谷平市営住宅 令和6年度家賃表						
分位	認定月額	51-2号	52-306号・52-404号	53-1号	一般階層	裁量階層
1	～10万4000円	13,500円	13,100円	9,800円	収入超過	収入超過
2	～12万3000円	15,600円	15,100円	11,300円		
3	～13万9000円	17,900円	17,300円	12,900円		
4	～15万8000円	19,900円	19,500円	14,600円		
5	～18万6000円	19,900円	22,300円	16,700円		
6	～21万4000円	19,900円	25,700円	19,200円		
7	～25万9000円	19,900円	30,100円	22,500円		
8	25万9001円～	19,900円	34,700円	26,000円		

※収入超過者になると、居住年数によって、家賃に一定の割合で割増家賃が加算されることになります。
 ※兼谷平市営住宅には、市で管理する駐車場がありません。そのため、車庫証明が発行できませんのでご注意ください。

2. 北川原田市営住宅（住所：本宮字北川原田54）



北川原田市営住宅 令和6年度家賃表				
分位	認定月額	103号	一般階層	裁量階層
1	～10万4000 円	15,400 円	収入超過	収入超過
2	～12万3000 円	17,800 円		
3	～13万9000 円	20,300 円		
4	～15万8000 円	22,900 円		
5	～18万6000 円	26,200 円		
6	～21万4000 円	30,300 円		
7	～25万9000 円	35,400 円	収入超過	収入超過
8	25万9001 円～	40,900 円		

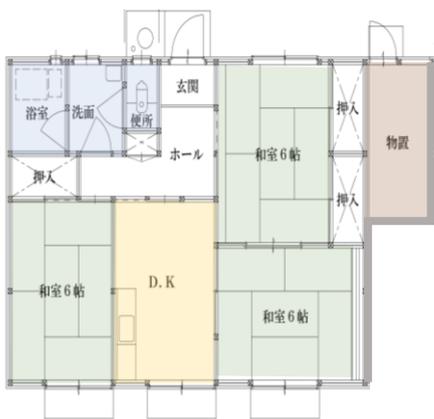
※収入超過者になると、居住年数によって、家賃に一定の割合で割増家賃が加算されることになります。
 ※北川原田市営住宅には、市で管理する駐車場がありません。そのため、車庫証明が発行できませんのでご注意ください。

3-1. 村山市営住宅（住所：仁井田字村山7）



58-3号

59-304号・60-201号



※反転タイプ



※反転タイプ

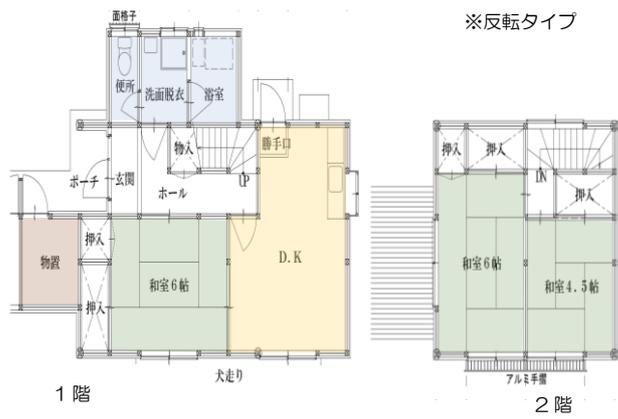
村山市営住宅 令和6年度家賃表						
分位	認定月額	58-3号	59-304号	60-201号	一般階層	裁量階層
1	～10万4000円	12,300円	15,700円	17,300円		
2	～12万3000円	14,200円	18,100円	19,900円		
3	～13万9000円	16,300円	20,700円	22,800円		
4	～15万8000円	18,400円	23,300円	25,700円		
5	～18万6000円	21,000円	26,700円	29,400円		
6	～21万4000円	24,300円	30,800円	33,900円	収入超過	収入超過
7	～25万9000円	28,400円	36,000円	39,700円		
8	25万9001円～	29,800円	41,600円	45,800円		

※収入超過者になると、居住年数によって、家賃に一定の割合で割増家賃が加算されることになります。
 ※村山市営住宅には、市で管理する駐車場がありません。そのため、車庫証明が発行できませんのでご注意ください。

3-2. 村山市営住宅（住所：仁井田字村山字村山7）



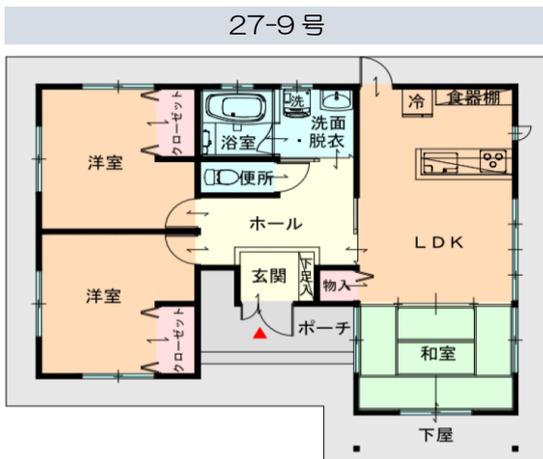
63-3号・2-4号・3-4号



村山市営住宅 令和6年度家賃表						
分位	認定月額	63-3号	2-4号	3-4号	一般階層	裁量階層
1	～10万4000円	15,300円	15,600円	15,800円		
2	～12万3000円	17,600円	18,100円	18,300円		
3	～13万9000円	20,100円	20,700円	20,900円		
4	～15万8000円	22,700円	23,300円	23,600円		
5	～18万6000円	26,000円	26,600円	27,000円		
6	～21万4000円	30,000円	30,700円	31,100円	収入超過	収入超過
7	～25万9000円	35,100円	33,100円	35,600円		
8	25万9001円～	35,800円	33,100円	35,600円		

※収入超過者になると、居住年数によって、家賃に一定の割合で割増家賃が加算されることになります。
 ※村山市営住宅には、市で管理する駐車場がありません。そのため、車庫証明が発行できませんのでご注意ください。

4. 柵形第二市営住宅（住所：本宮市仁井田字柵形 21-83）

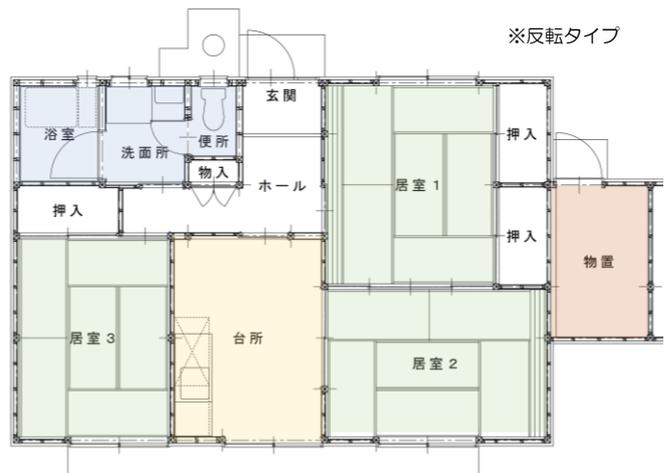


柵形第二市営住宅 令和6年度家賃表					
分位	認定月額	27-9号 【居住制限者・旧居住制限者】	27-9号 【一般】	一般階層	裁量階層
1-①	0円	11,600円	—	収入超過	収入超過
1-②	～4万円	15,400円	—		
1-③	～6万円	19,200円	—		
1-④	～8万円	23,100円	—		
1	～10万4000円	24,000円	24,000円		
2	～12万3000円	27,700円	27,700円		
3	～13万9000円	31,700円	31,700円		
4	～15万8000円	35,800円	35,800円		
5	～18万6000円	40,900円	40,900円	収入超過	収入超過
6	～21万4000円	47,200円	47,200円		
7	～25万9000円	55,200円	55,200円		
8	25万9001円～	63,700円	63,700円		

5.石神市営住宅（住所：本宮市糠沢字五味内 208）



12号



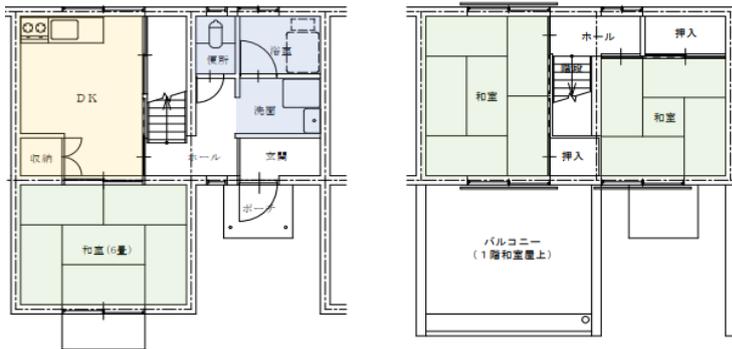
石神市営住宅 令和6年度家賃表				
分位	認定月額	12号	一般階層	裁量階層
1	～10万4000 円	12,400 円		
2	～12万3000 円	14,300 円		
3	～13万9000 円	16,400 円		
4	～15万8000 円	18,500 円		
5	～18万6000 円	21,100 円		
6	～21万4000 円	24,400 円	収入超過	収入超過
7	～25万9000 円	28,600 円		
8	25万9001 円～	28,800 円		

※収入超過者になると、居住年数によって、家賃に一定の割合で割増家賃が加算されることになります。
 ※石神市営住宅には、市で管理する駐車場がありません。

6. 柳内市営住宅（住所：本宮市白岩字柳内 67）



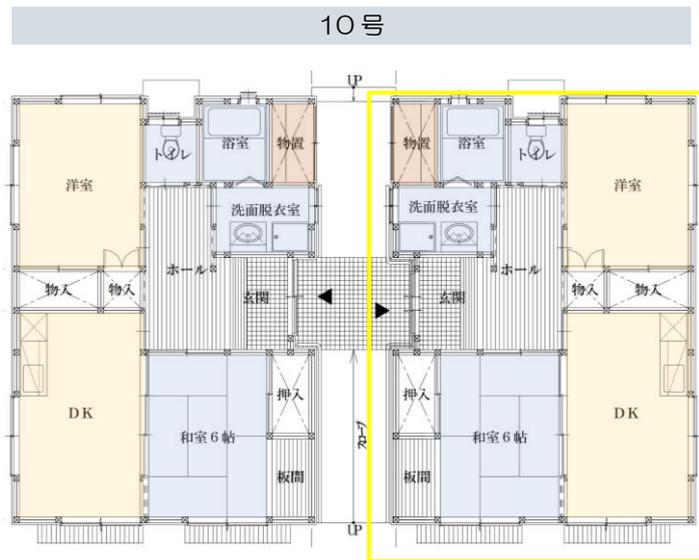
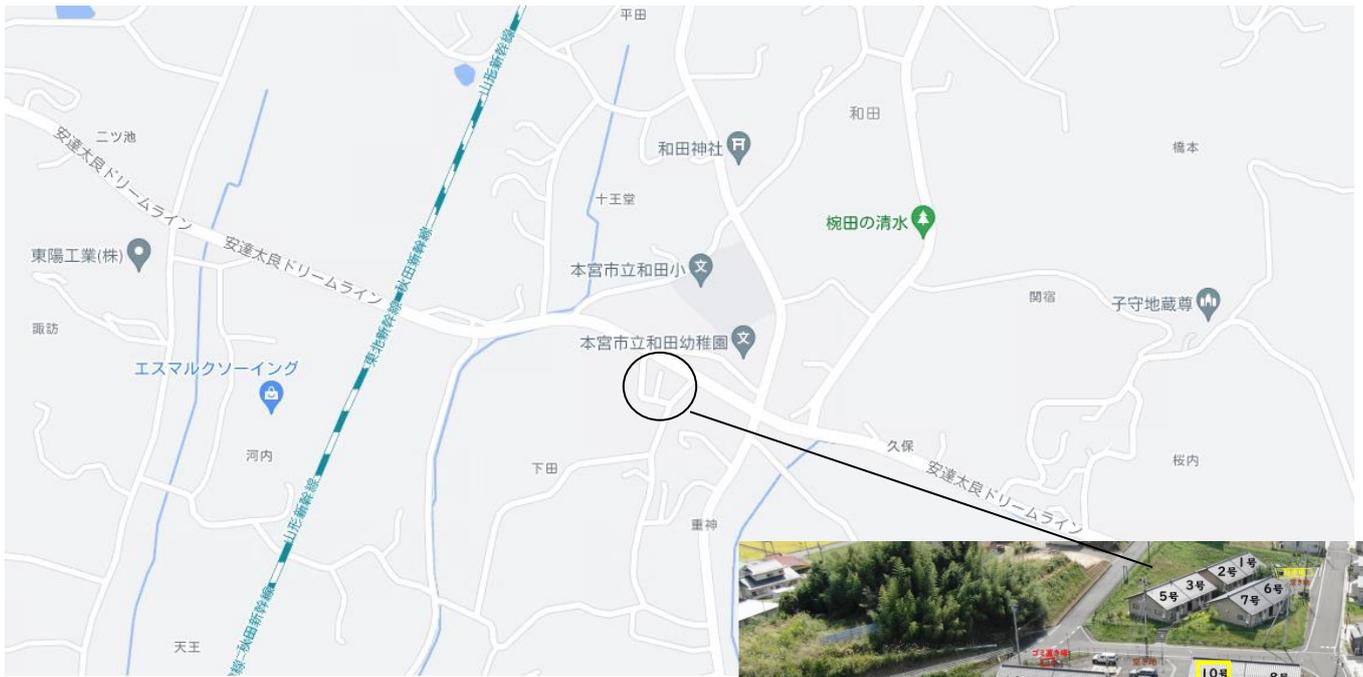
10号・12号



柳内市営住宅 令和6年度家賃表				
分位	認定月額	10号・12号	一般階層	裁量階層
1	～10万4000 円	15,300 円		
2	～12万3000 円	17,700 円		
3	～13万9000 円	20,200 円		
4	～15万8000 円	22,800 円		
5	～18万6000 円	26,100 円		
6	～21万4000 円	30,100 円	収入超過	収入超過
7	～25万9000 円	34,500 円		
8	25万9001 円～	34,500 円		

※収入超過者になると、居住年数によって、家賃に一定の割合で割増家賃が加算されることになります。
 ※柳内市営住宅には、市で管理する駐車場がありません。

7. 下田市営住宅（住所：本宮市和田字下田 5-1）



下田市営住宅 令和6年度家賃表				
分位	認定月額	10号	一般階層	裁量階層
1	～10万4000 円	15,900 円	収入超過	収入超過
2	～12万3000 円	18,300 円		
3	～13万9000 円	21,000 円		
4	～15万8000 円	23,700 円		
5	～18万6000 円	27,000 円		
6	～21万4000 円	31,200 円		
7	～25万9000 円	36,500 円		
8	25万9001 円～	42,100 円		

※収入超過者になると、居住年数によって、家賃に一定の割合で割増家賃が加算されることになります。

※下田市営住宅には市で管理する駐車場があります。契約は1世帯あたり1台となります。

一 参考資料4 一 記載例

様式第1号(第2条関係)

市営住宅入居申込書

こちらに記載された方が各種手続きの際の宛名（契約者）になります。
また、電話番号は確実に連絡がとれるものをお願いします。

申込者	住 所	本宮市本宮字万世212				入居希望市営住宅
	ふりがな	もとみや たろう				●● 市営住宅
	氏名	本宮 太郎				
	電話番号	0243-24-5393				▲▲ 号
	勤務先	本宮市役所				
区分	氏名	続柄	生年月日	勤務先	年収総額	
入居予定者	本宮 太郎	本人	H1.1.1	本宮市役所	100万円	
	本宮 花子	妻	H1.1.1	無職	0円	
	本宮 あゆみ	子	H29.1.1			

こちらに記載された人以外は許可なく市営住宅に住むことが出来ません。
入居後に入居者が増える場合は、手続きを受ける必要があります。

同居者以外の扶養親族(同居はしていないが申込者が扶養している親族があれば記載)

	氏名	続柄	生年月日	住所	備考
1	本宮 まゆみ	子	H10.1.1	●●市●●	大学生
2					

令和●●年●●月●●日

本宮市長 高松 義行 様

上記住宅に入居を申し込みます。なお、入居資格の調査のために市長が住民票情報、市区町村民税情報、障害関係情報、生活保護受給に関する情報を調査することに同意します。

住 所 本宮市本宮字万世212
申込者
氏 名 本宮 太郎

<注意>

- ① 困窮度状況は応募する方が証明してください。
- ② 口頭だけでは、困窮度状況を証明することになりませんので、各困窮度状況に応じた証明書類をご提出ください。
- ③ 証明書類にはマイナンバーを記載しないでください。

(該当する事項を○で囲んでください。)

(1) 現住宅が住居として不適当である。

- イ 住宅が倒壊する恐れがあり、その他危険な状態の住宅に居住している。
- ロ バラック建て住宅に居住している。
- ハ 転用住宅に居住している。

・現住宅が住居として不適当であることを証明する写真等を提出してください。(場合によっては、現地調査をさせていただきます。)

(2) 生活上著しく不便な住宅に住んでいる。

- イ 炊事場、便所、給水の3設備が共用している。
- ロ 上記3設備のうち2設備が共用している。
- ハ 上記3設備のうち1設備のみが共用している。

・当該設備が専用ではなく、他世帯と共用していることを証明する書類を提出してください。
(住宅の間取り図等)

(3) 住宅がないため家族と別居している。

- イ 夫婦又は子と別居している。
- ロ 扶養を要する親又は兄弟姉妹と別居している。
- ハ 婚約が成立しているが住宅がないため結婚できない。

・イとロにつきましては、当該理由を証明できる書類を提出してください。
・ハにつきましては、婚約証明書を提出してください。(建築住宅課で配布しています。)

(4) 過密住宅に住んでいる。

- イ 1人あたり1.3畳未満である。
- ロ 1人あたり1.3畳以上1.6畳未満である。
- ハ 1人あたり1.6畳以上2.0畳未満である。
- ニ 1人あたり2.0畳を越えているが15歳以上の者が3人以上で1室に居住している。
- ホ 1人あたり2.0畳を越えているが15歳未満の者を含む3人以上で1室に居住している。

・過密住宅に住んでいることを証明する書類を提出してください。
(住宅の間取りや面積が確認できる書類及び居住者の住民票等)

(5) 立退要求を受けている。

- イ 裁判上の判決、和解又は調停の成立により明渡しが決裁済みである。
- ロ 定年退職等自己都合以外の理由により社宅等から立退くことが必要である。
- ハ 立退問題について裁判係争中である。
- ニ 立退きを要求されている。(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)

・立退要求を受けていることを証明する書類を提出してください。(訴訟等に係る調書または雇主・勤務先・貸主等から立退要求をする一筆等)

(6) 遠距離通勤者である。

- イ 通勤に要する距離が片道50km以上である。
- ロ 通勤に要する距離が片道35km以上50km未満である。
- ハ 通勤に要する距離が片道25km以上35km未満である。
- ニ 通勤に要する距離が片道15km以上25km未満である。

・遠距離通勤者であることを証明する書類を提出してください。
(自宅及び勤務先の位置図等の住所が確認できる書類)

(7) 過大住居費である。

- イ 現に支払っている家賃の額が、条例第2条第3号に規定する収入（以下「収入」という。）に対して30%を超えている。
- ロ 現に支払っている家賃の額が、条例第2条第3号に規定する収入に対して20%を超えている。

・過大住居費であることを証明する書類を提出してください。
(賃貸契約書の写し等の家賃が確認できる書類)

(8) その他特殊事情がある。

- イ 親族以外の世帯と同居している。
- ロ 親族の世帯が3世帯同居している。
- ハ 災害により住宅がない。
- ニ 公共事業の執行により立ち退きを必要としているが移転先がない。
- ホ その他

・イとロにつきましては、親族以外の方または親族の方の住民票等を提出してください。
・ハにつきましては、罹災証明書等を提出してください。
・ニにつきましては、公共事業を執行している市町村の証明を提出してください。

【自由記述】

**上記にあてはまる事項がない場合は、
市営住宅に申込む事情を具体的にご記入ください。**

**単なる「現在の住居に住めない」という事情では、認められない
場合があります。**

この申告書に記載した事項は、すべて事実と相違ないことを誓約いたします。
また、私（入居予定者を含む。）は暴力団員ではありません。暴力団員でないこと
について、福島県郡山北警察署へ照会することに同意いたします。
なお、記載した事項が事実と相違ある場合は、申込みを無効とされても異議あり
ません。

令和●●年●●月●●日

本宮市長 高松 義行 様

住所 本宮市本宮字万世 212

申込者

氏名 本宮 太郎

MEMO

